

議案第159号

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

水道法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市水道事業給水条例（抄）

（構造及び材質）

第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に
第6条

規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。

2－3 省 略